

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成 10 年 11 月 24 日

新潟県規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年新潟県条例第 42 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

- 第 2 条** 条例第 2 条第 1 項の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2** 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により前項の申請書に添付する書類のうち、同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるものには、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。
- 3** 条例第 2 条第 7 項の規定による書面の提出は、別に定める様式により行うものとする。
- 4** 第 2 項の規定は、条例第 2 条第 7 項の規定により同項の書面に添付する書類について準用する。

(縦覧の場所)

第 3 条 法第 10 条第 2 項（法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する縦覧の場所は、県民生活・環境部県民生活課及び新潟県行政組織規則（昭和 35 年新潟県規則第 8 号）第 3 章に規定する地域機関（以下「地域機関」という。）であって、知事が指定したものであるものとする。

(設立登記の届出)

- 第 4 条** 法第 13 条第 2 項の規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2** 前項の届出に添付する書類には、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。

(役員の変更等の届出)

- 第 5 条** 法第 23 条第 1 項の規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2** 前項の届出に添付する変更後の役員名簿には、副本 2 通を添えなければならない。
- 3** 法第 23 条第 2 項の規定の適用を受ける場合における条例第 2 条第 4 項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更)

- 第 6 条** 条例第 3 条第 1 項の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2** 法第 25 条第 4 項及び第 26 条第 2 項の規定により前項の申請書に添付する書類のうち、変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第 10 条第 1 項第 2 号イの書類には、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。
- 3** 第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定は、条例第 3 条第 2 項において準用する条例第 2 条第 7 項の規定を適用する場合について準用する。
- 4** 条例第 3 条第 3 項の規定による届出書の提出は、別に定める様式により行うものとする。
- 5** 法第 25 条第 6 項の規定により前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には、副本 2

通を添えなければならない。

6 法第 25 条第 7 項の規定による登記事項証明書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

7 前項の登記事項証明書には、副本 2 通を添えなければならない。

(事業報告書等の提出)

第 7 条 法第 29 条の規定による事業報告書等の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 前項の事業報告書等には、副本 2 通を添えなければならない。

(事業報告書等の閲覧又は謄写の場所)

第 8 条 条例第 5 条第 1 項の規則で定める場所は、県民生活・環境部県民生活課及び知事が指定した地域機関とする。

(成功の不能による解散の認定申請)

第 9 条 法第 31 条第 2 項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、別に定める申請書に同条第 3 項の書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(解散の届出等)

第 10 条 法第 31 条第 4 項の規定による届出は、別に定める様式により、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

2 法第 31 条の 8 の規定による届出は、別に定める様式により、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第 11 条 法第 32 条第 2 項の認証を受けようとする清算人は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第 12 条 法第 32 条の 3 の規定による届出は、別に定める様式により、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

(合併の認証申請)

第 13 条 条例第 6 条第 1 項の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は法第 34 条第 5 項において準用する法第 10 条第 1 項の規定を適用する場合について、第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定は条例第 6 条第 2 項において準用する条例第 2 条第 7 項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(合併登記の届出)

第 14 条 第 4 条の規定は、法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 2 項の規定を適用する場合について準用する。

(認定申請)

第 15 条 条例第 7 条の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 法第 44 条第 2 項の規定により前項の申請書に添付する書類のうち、同項第 2 号及び第 3 号に掲げるものには、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第 16 条 前条の規定は、条例第 8 条において準用する条例第 7 条の規定を適用する場合について準用する。

(役員の変更等の届出等に係る特例)

第 17 条 第 5 条第 2 項、第 6 条第 5 項及び第 7 項並びに第 7 条第 2 項の規定は、認定特定非営利活動法人（知事が所轄庁であるものを除く。第 19 条第 3 項において同じ。）には、適用しない。

2 条例第 9 条の規定による書面の提出は、別に定める様式により行うものとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第 18 条 法第 53 条第 1 項の規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第 19 条 法第 55 条の規定による書類の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 前項の書類には、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。

3 前項の規定は、認定特定非営利活動法人には、適用しない。

(役員報酬規程等の閲覧又は謄写の場所)

第 20 条 第 8 条の規定は、条例第 11 条において準用する条例第 5 条の規定を適用する場合について準用する。

(特例認定申請)

第 21 条 第 15 条の規定は、条例第 12 条において準用する条例第 7 条の規定を適用する場合について準用する。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第 22 条 第 17 条第 1 項及び第 19 条第 3 項の規定は特例認定特定非営利活動法人（知事が所轄庁であるものを除く。）について、第 17 条第 2 項の規定は条例第 13 条において準用する条例第 9 条の規定を適用する場合について、第 18 条の規定は法第 62 条において準用する法第 53 条第 1 項の規定による届出について、第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定は法第 62 条において準用する法第 55 条の規定による書類の提出について、第 20 条の規定は条例第 13 条において準用する条例第 11 条の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(合併の認定申請)

第 23 条 第 15 条の規定は条例第 14 条において準用する条例第 7 条の規定を適用する場合について、第 21 条において準用する第 15 条の規定は条例第 14 条において準用する条例第 12 条において準

用する条例第7条の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

（電磁的記録の保存の方法）

第24条 条例第15条第2項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取った電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

（電磁的記録の作成の方法）

第25条 条例第16条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第26条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による方法とする。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第52号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第21号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第12号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成18年規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第70号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。